

豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱

令和 8 年 5 月 19 日 豊岡市教育委員会告示第 3 号

(設置)

第 1 条 豊岡市図書館未来プラン（以下「プラン」という。）の改訂に関し意見を聴くため、豊岡市図書館未来プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) プランの改訂に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、図書館のあり方に関し教育長が必要と認める事項
- (組織)

第 3 条 検討会議は、委員 9 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体又は機関に属する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する協議事項が終了する日までとする。

(座長等の職務)

第 6 条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の相互により選出するものとし、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者とし、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 8 条 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長は、検討会議に諮り、出席委

員の3分の2以上の賛同があるときは、これを公開しないことができる。

- 2 傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、豊岡市教育委員会傍聴規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第3号）の例による。

（会議録）

第9条 会議録は、座長が教育委員会教育総務課図書館の職員に作成させる。

- 2 会議録は、公開する。ただし、前条第1項ただし書の規定により会議を公開しないと決定したときは、当該会議にかかる会議録は、公開しないことができる。

（庶務）

第10条 検討会議の庶務は、教育委員会教育総務課図書館において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（召集の特例）

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる検討会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（失効）

- 3 この要綱は、検討会議が第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。